**５　専門性の表示**

**(1)　はじめに**

司法改革の結果司法試験合格者が約2000 名程度となり、弁護士人口が急激に増加した現在においては、弁護士間で依頼者獲得の競争が激しくなり、依頼者獲得のために、弁護士においても広く自己の専門分野をアピールしようとする要求が生じている。

他方市民においても、インターネット等多様な情報取得手段により、弁護士に関する情報を入手しやすくなっており、弁護士を依頼しようとする市民が、自分の法律問題の分野について、容易に専門の弁護士を探せるようにして欲しいとの強い要望があることも事実である。

**(2)　弁護士の専門分野の表示に関する広告規定**

弁護士職務基本規程の第9 条は、その1 項で「弁護士は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤導にわたる情報を提供してはならない。」と規定し、また同2 項は「弁護士は、品位を損なう広告又は宣伝をしてはならない。」とし、弁護士の広告及び宣伝に関する規定を置いている。

また、弁護士の業務広告に関する規程（平成12 年3 月24 日会規第44 号）も、虚偽又は誤導のおそれのある広告、誇大又は過度な期待を抱かせる広告、弁護士の品位や信用を損なうおそれのある広告等を禁止している（同規定3 条）。

これら規程においては、弁護士の専門性に関する広告について直接言及していないが、弁護士の広告に関するガイドラインともいうべき、「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針（平成24.3.15 理事会決議）」においては、専門分野の広告に関し次のような規定が置かれている。

　「第3　規定第3 条の規定により規制される広告

　　 12　専門分野と得意分野の表示

（1）　専門分野は、弁護士情報として国民が強くその情報提供を望んでいる事項である。一般に専門分野といえるためには、特定の分野を中心的に取り扱い、経験が豊富でかつ処理能力が優れていることが必要と解されるが、現状では、何を基準として専門分野と認めるのかその判定は困難である。専門性判断の客観性が何ら担保されないまま、その判断を個々の弁護士及び外国特別会員に委ねたとするならば、経験及び能力を有しないまま専門家を自称するというような弊害の生じるおそれがある。客観性が担保されないまま専門家、専門分野等の表示を許すことは、誤導のおそれがあり、国民の利益を害し、ひいては弁護士等に対する国民の信頼を損なうおそれがあるものであり、表示を控えるのが望ましい。専門家であることを意味するスペシャリスト、プロ、エキスパート等といった用語の使用についても同様とする。」

　　　同指針の考え方によるならば、「専門家」あるいは「専門分野」の広告を認めるには、その者の知識、能力、経験が客観的レベルに達した弁護士であることを確認、確保するシステムが求められることになる。即ち、「専門家」あるいは「専門分野」の広告には、客観的基準を設けた専門登録制度や専門認定制度が構築されることが前提となる。そのような制度のない現状では、弁護士の専門分野の広告は、絶対的禁止というわけではないが、控えるのが望ましいとされるのである。

**(3)　専門性に関する情報提供の意味**

弁護士の「専門家」あるいは「専門分野」の表示、広告に関しては、弁護士を利用する市民サイドと弁護士とを分けて考える必要がある。市民サイドからは、弁護士の法律相談を受けよう、あるいは事件を依頼しようという場合、自分の持ちこむ事件の分野についてその弁護士が知識、能力が優れ、かつ経験に富んだ者であって欲しいと考える。そのためには、その弁護士が、持ちこむ事件について「専門家」であることの情報が必要となり、「専門家」あるいは「専門分野」との表示、広告がなされることが求められる。自分の持ちこむ事件が日常的な単純なものであったとしても、その者にとっては主観的には重大な事件であるから、「専門家」である弁護士に事件を処理して欲しいし、当然「専門家」も自称専門家ではなく、知識、能力、経験が客観的レベルに達した弁護士であることを望んでいる。

したがって、表示や広告における「専門家」あるいは「専門分野」も、客観的基準を設けた専門登録制度や専門認定制度が望ましい（自分が受ける法的サービスの質が、保証されていると感じる。）。

弁護士にとっても、「専門家」あるいは「専門分野」の表示、広告をすることにより、当該分野において他の弁護士と差別化が図られ、顧客獲得の面で有利となる。弁護士人口の増加による依頼者獲得競争が激しく、他方ネット社会に代表されるように情報が氾濫し、市民サイドにおいても弁護士情報を容易に取得しうる状況においては、広告で「専門家」、「専門分野」をアピールすることが、顧客獲得に影響を与えることは間違いない。

**(4)　専門性に関する情報提供の問題点**

以上のとおり、「専門家」あるいは「専門分野」に関する情報（広告）が市民サイド及び弁護士サイドから魅力のあるものと考えうるが、事件処理につき「一般」とは対極にある「専門」というべき客観的に高度な知識・能力・経験の情報が常に求められているのかは、慎重に考慮されなければならない（「専門」とは、少数の者が持っている特殊の知識・能力・経験を意味し、例えば弁護士の半数が持っているような知識・能力・経験は、「専門」ではなく、一般的な知識・能力・経験というべきではなかろうか。）。

市民サイドからは、自分の持ちこむ事件が真に特別な知識、能力、経験がないと解決できない事件なのか、当該分野の専門家ではない一般の弁護士でも解決できる事件であるのかの判断ができず、本来専門性が問題とならない日常的な事件についても、「専門家」に依頼しようとするのではないのか。問題解決のために真に専門性が必要とされる事件は少ないのではないかと考えられる。

他方、弁護士サイドからも、問題解決のために、真実専門性が必要とされる事件が多いかは疑問であり、また、「専門家」あるいは「専門分野」を広告で謳うことにより、逆に一般事件の依頼が来なくなる危険性もある。「専門家」あるいは「専門分野」の内容によっては、事件の性質上、弁護士にとって経済的な面では魅力のない事件ばかりが集まって来る可能性もある。また弁護士人口が多い大都市と、弁護士人口が少ない地方とでは、顧客獲得競争の面で大きな差があり、「専門家」あるいは「専門分野」広告についても意見が異なることが考えられる。

「専門家」あるいは「専門分野」の広告について、市民サイドからは、法的サービスの質が保証されている弁護士を見つけるという点でメリットがあるが、弁護士サイドからは、それが顧客獲得上圧倒的に有利に作用するかは懐疑的な面がなしとは言えない。「専門家」あるいは「専門分野」の表示、広告の持つ意味について、市民サイドと弁護士サイドには齟齬がある。

**(5)　専門分野の表示、広告に関する対応**

現在の「弁護士及び弁護士法人並びに外国特別会員の業務広告に関する指針」によるならば、2 に記載したとおり「専門家」あるいは「専門分野」の広告をするには、客観的基準を設けた専門登録制度や専門認定制度の構築が前提とされる。

しかし、市民サイドが思い描く「専門家」と弁護士サイドが考える「専門家」とでは違いがある。即ち、日常事件の分野（例えば離婚事件、相続事件、交通事故事件、借地借家事件、破産事件、一般刑事事件等）と高度に専門化した分野（医療過誤事件、知的財産事件、建築紛争事件、行政事件、労働事件等）では、専門性の意味について異なるものがある。

即ち、日常事件について市民サイドが思い描く専門性は、弁護士サイドが考える一般的な知識、能力の範疇に属することが多いと考えられる（もっとも、離婚事件と言っても、DV 事件などやや特殊性のあるものもあり、日常事件と高度に専門化した分野との区分けが、曖昧であることは否めない。）。日常事件については、弁護士が一般的に扱う事件であり、弁護士として日々研鑽を積む必要はあるが、積極的に専門認定弁護士（特に高度な専門的知識を有するごく少数の弁護士）というものを設ける必要があるのかは疑問が残る。日常事件における分野は、ほとんどの弁護士が手がける分野であり、この分野においては、専門認定制度を創設するのは実際的ではないと思われる。前記のとおり一般的に「専門家」と言った場合、特別高度な知識、能力、経験を有する少数者とのイメージがあり、多くの弁護士が扱う日常事件においてほとんどの弁護士が専門家と称することは、一般の法律家（弁護士）を専門の法律家（弁護士）と言いかえたにすぎず、市民サイドに「専門家」という言葉自体に対する信頼性を失わせることになる。これら事件については、専門認定というよりも、研修を受講しているという情報（例えば、○○研修受講弁護士）や取扱件数、取扱件数の割合を市民に提供することで足りるのではないかと思われる。

他方高度に専門化した分野においては、事件処理について弁護士サイドにおいても特別の知識、能力、経験があった方が良いと感じられており、その意味では市民サイドが求めている専門性と重なり合いが認められる。またこの様な分野では、それを取り扱う弁護士も多くはなく、「専門家」というイメージにも違和感はない。したがって、高度に専門化した分野においては、専門認定制度を設ける余地があり、「専門家」という表示、広告にも馴染むものと思われる。

以上のように、事件を日常事件の分野と高度に専門化した分野に分けて、「専門」という表示、広告の取り扱いを異にする場合、両者の分け方が重要になるが、事件処理のために特別に必要とされる知識、能力、経験の程度、事件の数、それらを扱う弁護士の数等で不断に変化するといえる。ある時点では、高度に専門家した分野であったが、事件が多く扱う弁護士が増えたために、事件処理の知識・能力などが一般化して日常事件の分野になるケースもあろうし、日常事件のある分野が特殊化して高度に専門分野化することもありえる。その時々で、個別具体的に判断していくしかないが、現時点では、医療過誤事件、知的財産事件、建築紛争事件、行政事件、労働事件などが高度に専門化した分野として、「専門家」あるいは「専門分野」の表示、広告が可能な（言い換えれば、専門認定制度を設ける余地がある）分野ではないかと考えられる。

**(6)　おわりに**

市民サイドの望む弁護士の「専門家」あるいは「専門分野」の情報と、弁護士サイドがイメージする「専門家」あるいは「専門分野」とでは、一部に齟齬がある。しかし、市民と弁護士の考える「専門家」あるいは「専門分野」が重なり合う限度において、その情報を発信することは、よりよい司法サービスの提供に資するものであり、弁護士にとっても決してマイナスになるものではない。

その点から、高度に専門化した分野における「専門家」あるいは「専門分野」の表示、広告を可能とする体制が、早急に整えられるべきではないだろうか。